福山市公告第１１３６号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定により、福山市が発注する次の業務委託について、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第２項及び令第１６７条の６第１項並びに福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）第２７条の規定により公告します。

なお、本件は「郵便等入札試行要領」を適用します。

２０２６年（令和８年）１０月３０日

福山市長　枝　広　直　幹

１　業務名及び業務場所

低濃度ＰＣＢ廃棄物等収集運搬及び処分業務委託（橋本橋外１橋）

福山市神辺町地内

２　業務委託の概要

低濃度ＰＣＢ廃棄物等収集運搬及び処分業務　一式

塗膜くず　　２，５２５ｋｇ

防護服等　　１３５ｋｇ

ペール缶　　３４０ｋｇ

３　履行期間

契約締結日から２０２７年（令和９年）３月３１日まで

４　入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者（共同企業体を構成する場合は、構成員全てが次に掲げる条件を全て満たす者とする。）で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

(1) 令第１６７条の４の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外又は指名留保期間中でない者であること。
(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
(6) 福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号から第３号までに該当しない者であること。
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の４の４第１項に基づき、環境大臣から無害化処理認定を受けた者であること。
(8) 低濃度ＰＣＢ廃棄物の収集運搬から無害化処理まで自社で実施できる者であること。無害化処理認定において、収集又は運搬ができない場合は、当該許可を受けている者と共同企業体を構成することで入札参加できるものとする。

5　共同企業体を構成する場合の取扱い
(1) 共同企業体の構成員数は、収集運搬を行う構成員１者、処分を行う構成員１者の２者とする。
(2) 共同企業体は、構成員がそれぞれ分担した業務を実施する分担施工方式を基本とする。
(3) 共同企業体と単体企業との混合入札について認めるものとするが、共同企業体が入札に参加する場合、その構成員は同一の入札に単体企業での参加及び他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
(4) 共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに共同企業体協定書を提出するものとする。
(5) 共同企業体協定書提出後の構成員の変更は認めないものとする。
(6) 共同企業体の代表者は処分業者とする。
(7) 共同企業体の代表者は、入札参加資格審査申請書及び入札書を提出しなければならない。
(8) 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。
(9) 業務の管理、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

6　入札参加資格審査の申請手続
(1) 申請の方法
この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式１号）に、別表１に掲げる書類を添付して提出しなければならない（ウ、オ、カ及びキに掲げる書

類は、提出する日の３か月前の日以降に発行されたものを添付すること。)。

別表１

	単独	共同企業体
ア　共同企業体協定書		○
イ　入札参加資格審査申請書受付票（様式２号）	○	○
ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可。法人の場合のみ提出すること。）	△	△※1
エ　申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「賃借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し。個人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し）	○	○※1
オ　福山市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式３号）を提出すること。）	○	○※1
カ　納税証明書(国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その３」未納税額のない証明用)(「その３の２」及び「その３の３」でも可)（写しでも可）	○	○※1
キ　印鑑証明書（写しでも可）	○	○※1
ク　使用印鑑届（様式４号。実印となる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。ただし、委任状（様式６号）を提出する場合は不要とする。）	△	△※1
ケ　誓約書（様式５号）	○	○※1
コ　委任状（様式６号。入札参加資格申請書類及び入札書の提出を支店等で実施する場合に提出すること。）	△	△※1
サ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)第１５条の４の４第１項の認定を受けた者であることを証する書面の写し シ　特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し ス　特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	○※2	○※3
セ　資格確認結果通知書の送付用封筒(長形３号封筒に宛先を記入の上、切手４１０円を貼付し、「速達」と朱書きすること。）	○	○

△は該当者のみ提出

※1：共同企業体の構成員全ての書類を提出すること。

※2：本業務に必要な許可証を提出すること。

※3：共同企業体の構成員がそれぞれ所持する本業務に必要な許可証を提出すること。

(2) 申請期間

２０２６年（令和８年）１０月３０日（金）から同年１１月１０日（火）までの日（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）のそれぞれ午前９時から午後５時までとする。

(3) 提出の方法

次の場所に持参又は郵送により提出すること（申請期間内に必着）。

なお、様式等は、福山市建設政策課契約担当ホームページに掲載する。

ＵＲＬ　https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp（以下同じ）

(4) 提出先及び申請に関する問合せ先

福山市建設局建設管理部建設政策課（契約担当）

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号　福山市役所本庁舎９階

ＴＥＬ（０８４）９２８－１０７６

メール keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(5) 入札参加資格の審査及び確認結果の通知

(1)から(4)までにより提出された書類をもって入札参加資格の審査を行い、２０２６年（令和８年）１１月１２日（木）までに、申請者に対して入札参加資格の確認結果を郵送により通知する。

7　仕様書等の確認方法等

(1) 仕様書等の確認方法

仕様書等は、福山市建設政策課契約担当ホームページに掲載するので、当該ホームページ上で確認を行うこと。

(2) 仕様書等に関する問合せ先

福山市市民局神辺支所神辺建設産業課

福山市神辺町大字川北１１５１番地１　かんなべ市民交流センター２階

ＴＥＬ（０８４）９６２－５０２０

メール　kannabe-kensetsu-sangyou@city.fukuyama.hiroshima.jp

（メール送信後、その旨電話すること。）

(3) 仕様書等への質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、２０２６年（令和８年）１１月１３日（金）までに、所定の質問書（様式７号）により、電子メールで福山市市民局神辺支所神辺建設産業課に提出すること。

なお、質問に対する回答については、２０２６年（令和８年）１１月１６日（月）までに、福山市建設政策課契約担当ホームページに掲載する。

8　入札書の到達期限、提出方法、送付先、開札の日時等

(1) 入札書の到達期限

２０２６年（令和８年）１１月１９日（木）午後５時までに必着とする。

(2) 入札書提出方法

持参又は郵送（**書留に限る。**）とする。

入札書提出方法の詳細については、別紙「入札書提出の手引」による。

(3) 入札書提出先

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市建設局建設管理部建設政策課（契約担当）

(4) 開札日時

２０２６年（令和８年）１１月２０日（金）　１３時００分

立会いは任意とする。なお、代表者以外の者が立ち会う場合は、委任状（様式８号）を提出すること。

(5) 開札場所

福山市入札室（福山市東桜町３番５号　福山市役所本庁舎９階）

9　その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消すとともに、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者について、有効な入札書を提出したと認められる者を落札者とする。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が２者以上いるときは、有効な入札書を提出したと認められる者について、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 無効入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに参加することができない。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ウ　入札者が他人の代理を兼ね、又は２以上を代理して入札したとき。

エ　入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

オ　入札書に記名押印がなかったとき。

カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ　金額を訂正した入札をしたとき。

ク　入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ケ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

コ　指定された方法以外により入札書を提出したとき。

サ　提出期限を過ぎて入札書が提出され、又は到達したとき。

シ　再度の入札をした場合において、その入札が１であるとき。

ス　指定する期日までに共同企業体協定書の提出がないとき。

セ　共同企業体が本公告「５　共同企業体を構成する場合の取扱い」に定める要件を満たしていないとき。

ソ　上記アからセまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(6) その他

ア　この入札に際しては、福山市が定めた「入札条件・入札心得」に従うこと。

イ　再度入札を実施する場合は、入札書の提出方法、提出期限等について別途指示を行うので、当該指示に従うこと（立会人以外には電話連絡により行う。）。